

鳥取県西部広域行政管理組合 公共施設等総合管理計画（概要版）

第1 概論（計画P1～P2）

【背景・目的】

本組合においては、昭和50年代初頭から消防庁舎等の公共建築物の整備が進められてきたことから、老朽化対策が重要な課題となっています。本組合が所有する公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合を計画的に行うことにより、構成市町村の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な管理を実現することを目的とします。

【対象】

組合が保有する全ての公共建築物

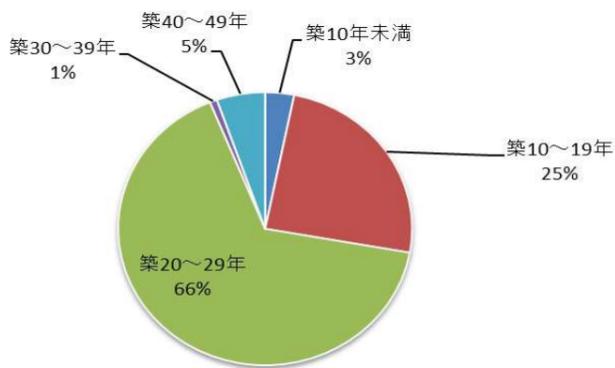
第2 本組合が保有する公共建築物の現状（計画P3～P5）

本組合が保有する公共建築物・・・17施設
延床面積41,539.20㎡
供給処理施設が65%を占めています。
築20～29年の建築物の延床面積が、全体の66%を占めています。

<施設分類別の施設数・棟数・延床面積> 平成31年3月31日現在

種別	施設分類	施設の種類	施設数	棟数	面積(㎡)
行政 財産	行政系施設	消防施設（消防局・各消防署・各出張所）	11	34	8,701.92
	供給処理施設	ごみ処理施設（リサイクルプラザ・エコスラグセンター） し尿処理施設（白浜浄化場・米子浄化場）	4	27	27,511.86
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設（うなばら荘）	1	4	3,329.66
	その他	火葬場施設（桜の苑）	1	3	1,995.76
	計		17	68	41,539.20

<築年数別延床面積割合>



第4 人口の見通し（計画P9）

構成市町村では、平成27年度に策定した地方人口ビジョン（※1）において、次のとおり人口政策実施後の目標（展望）人口を定めています。

（※1）地方創生に取り組むことによる政策効果を反映させた将来人口の推計

<圏域内の人口と将来人口推計>

年度 市町村	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
米子市	148,271	149,313	146,204	144,412	142,625	140,390	137,972
境港市	35,259	34,174	32,560	31,771	30,962	30,104	29,270
日吉津村	3,339	3,439	3,501	3,530	3,550	3,563	3,575
大山町	17,491	16,470	15,273	14,432	13,670	12,925	12,178
南部町	11,536	10,950	10,790	10,421	10,112	9,808	9,502
伯耆町	11,621	11,118	10,695	10,252	9,885	9,511	9,134
日南町	5,460	4,765	4,418	4,073	3,797	3,584	3,427
日野町	3,745	3,278	3,118	2,924	2,736	2,565	2,416
江府町	3,379	3,004	2,829	2,582	2,367	2,177	2,005
計	240,101	236,511	229,388	224,397	219,704	214,627	209,479

※H22、H27は国勢調査値

第3 公共建築物の将来の見通し（計画P6～P8）

本組合が保有する公共建築物について、将来の見通しを把握するため、総務省試算ソフト等を用いて、各施設の中長期的な費用更新の試算を行いました。

（1）試算方法

○消防施設（消防局・各消防署・各出張所）・火葬場施設（桜の苑）

保有する公共建築物を、現状のまま維持し続け、耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新するものとして試算します。

○ごみ処理施設（リサイクルプラザ・エコスラグセンター）

令和14年度の稼働を目標とした次期処理施設の整備を進めることから、不燃ごみ処理施設、可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設費用について、現施設の建設費用やごみの発生予測量に基づく施設規模等から建設費用を試算します。また、大規模改修については、建設から15年後に実施するものとして試算します。

○し尿処理施設（白浜浄化場・米子浄化場）

米子浄化場に集約するものとして試算します。

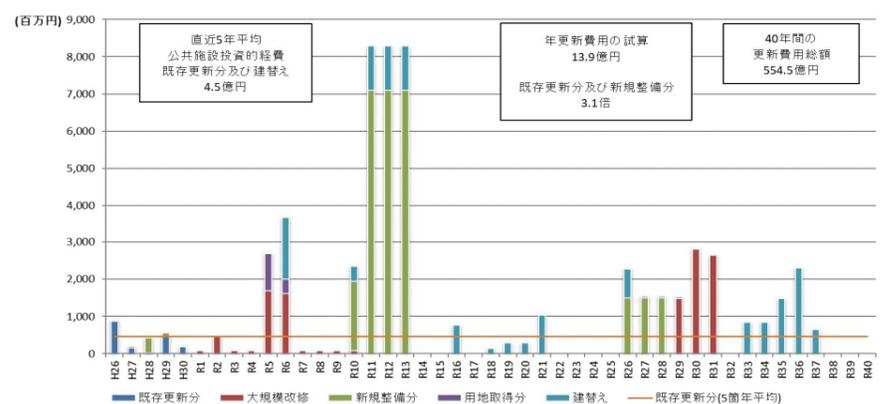
○高齢者福祉施設（うなばら荘）

指定管理者選定に向け、施設のあり方について検討していることから、試算を行わないこととします。

（2）試算結果

今後40年間で必要となる公共建築物の更新費用総額は、約554.5億円（平均年額約13.9億円）となる見込みです。

<公共建築物に係る将来更新費用試算>

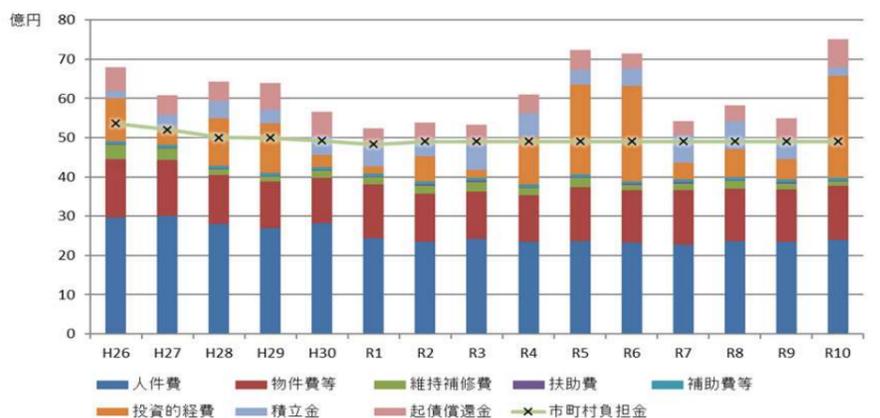


第5 財政の見通し（計画P10）

平成30年度策定の財政推計（令和2年度から10年度）における本組合の各年度の歳出予算額は、53億から75億円と推計しており、市町村負担金につきましては、年間約50億円と見込んでいます。

この「財政推計」においては、今後、年間2億から26億円の投資的経費を見込んでいます。

<歳出予算額並びに市町村負担金の推移>



第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等 (計画P11～P12)

(1) 課題の整理

- ①保有する公共施設の老朽化及び新規整備
- ②人口減少・少子高齢化の進行
- ③厳しい財政状況見通し

(2) 基本方針

① 公共建築物の最適化・効率的な利用

- ・ 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。
- ・ 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用となっていたり、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行います。
- ・ 改修・改築時における施設規模の適正化を図ります。
- ・ 施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。
- ・ 施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPPやPFI等の民間活力を取り入れた手法について検討を行います。

② 長寿命化等の推進・維持管理費の抑制

- ・ 計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 改修・改築時における省エネ対策を実施します。
- ・ バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の対応を図ります。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた対応を図る。
- ・ 日常点検・定期点検により建築物の劣化・損傷情報等を蓄積し、計画的な保全を図ります。
- ・ 中長期的な視点で予防的な修繕や更新を行う「予防保全型」の管理を推進することにより、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 点検・診断等により危険性高さが確認された場合は、直ちに修繕対応又は利用中止等の措置をとることにより、利用者の安全確保を図ります。
- ・ 指定管理者制度の導入等により、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 受益者負担の原則に基づき、定期的に施設利用料等の検証・見直しを行います。
- ・ 電力入札の実施等、維持管理に係る財源確保策を推進します。
- ・ 職員の技術的研修等の計画的実施を行います。

(3) 計画期間

令和元年度から令和10年度までの10年間

第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針 (計画P13～P14)

(1) 行政系施設 (消防局・各消防署・各出張所)

- ・ 消防力等整備計画に基づき、計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、庁舎の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進します。

(2) 供給処理施設

ア ごみ処理施設 (リサイクルプラザ・エコスラグセンター)

- ・ リサイクルプラザについては、リサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を進め、長寿命化・延命化を図ります。
- ・ エコスラグセンターについては、施設の利活用策を検討します。

イ し尿処理施設 (白浜浄化場・米子浄化場)

- ・ し尿、浄化槽汚泥の処理の現状及び施設の処理能力並びに処理対象物の量的・質的变化に対応した効率的な施設運営の観点から、米子浄化場に集約すること、集約後の施設の基幹改良及び下水道施設との連携を検討します。

(3) 福祉施設 (うなばら荘)

- ・ 大規模修繕については、指定管理者納入金の範囲内で実施し、それ以外の修繕については、うなばら荘の管理及び運営に関する協定書に基づき実施することとします。

(4) その他施設 (桜の苑)

- ・ 計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、現施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進し、今後20年以上の延命化を図ります。
- ・ 指定管理者制度の導入を検討します。

第8 計画の推進 (計画P15)

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

本計画の推進に当たっては、全庁的な連携や情報共有を図る必要があり、関係部署が連携しながら取り組み、計画の進捗状況を管理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

(2) 情報共有

本計画の進捗状況や見直しについては、適宜、構成市町村に対し、情報提供を行い、問題意識の共有を図り、公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

(3) フォローアップの方針

本計画は、10年間という長期の計画であるため、中間時点である5年後に計画の見直しを図り、社会情勢及び経済情勢等の変化に柔軟に対応します。

第9 個別施設計画の策定 (計画P15)

(1) 個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、本計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期を定めるものとします。

(2) 策定期間

令和2年度までのできるだけ早い時期に策定することとします。

鳥取県西部広域行政管理組合
公共施設等総合管理計画 (概要版)
令和元年8月発行
鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1
電話 (0859) 22-7722
FAX (0859) 56-3152
E-mail soumuka@tottori-seibukoiki.jp